

建設リサイクル 実務の手引き

契約書作成 分別と施工 リサイクル

(奈良県内版)

奈良県 土木部

対象建設工事

法9条3項/令2条1項

- ・ 特定建設資材を用いた建築物・工作物の解体工事
- ・ 特定建設資材を使用する新築工事等（解体以外の工事）

建築物	解体工事	床面積の合計	80㎡以上	
	新築・増築工事	床面積の合計	500㎡以上	
	その他の工事	請負代金の額	1億円以上	修繕・模様替え等の工事
工作物	その他工作物・土木工事	請負代金の額	500万円以上	工事の種類での区分なし

特定建設資材（4品目）	特定建設資材廃棄物（3品目）
コンクリート	コンクリート塊
コンクリート及び鉄から成る建設資材	
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊
木材	廃木材（建設発生木材）

- ・ これらの特定建設資材（4品目）が関係しない工事は、工事の規模が基準以上であっても、対象外となる。

〔対象外の例〕・ 土のみに関して行う堤防工事
 ・ レール・犬釘・バラストのみに関して行う鉄道工事

1 契約書作成の手引き

■ 対象建設工事の届出事項に関する説明（契約前） 法12条1項

元請業者

発注者

少なくとも以下のことについて、書面を交付して説明しなければならない。

説明する事項	解体工事	解体以外
建築物・工作物の構造		不要
使用する特定建設資材の種類	不要	
工事着手の時期・工程の概要		
分別解体等の計画		
建築物・工作物に用いられていた全資材の見込量		不要

元請業者が、届出書（様式1）・分別解体等の計画等（別表1～3）に記入・説明し、届出をする発注者に交付するとよい。届出書の提出後も、発注者には控が戻る。

■ 対象建設工事の事前届出 法10条1項

発注者

県土木事務所(庶務課) 奈良・橿原・生駒市(建築指導課)

工事に着手する7日前までに届出しなければならない。

■ 受注業者・発注者の主な責務（全工事） 法5・6条

・受注業者の責務

設計・資材の選択・施工方法等の工夫により、廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。

建設資材のリサイクルに要する費用を低減するよう努めなければならない。

・発注者の責務

建設資材のリサイクルに要する費用を適正に負担し、建設資材のリサイクルを促進するよう努めなければならない。

・双方の責務

リサイクル資材（例：再生骨材・パーティクルボード）の使用に努めなければならない。

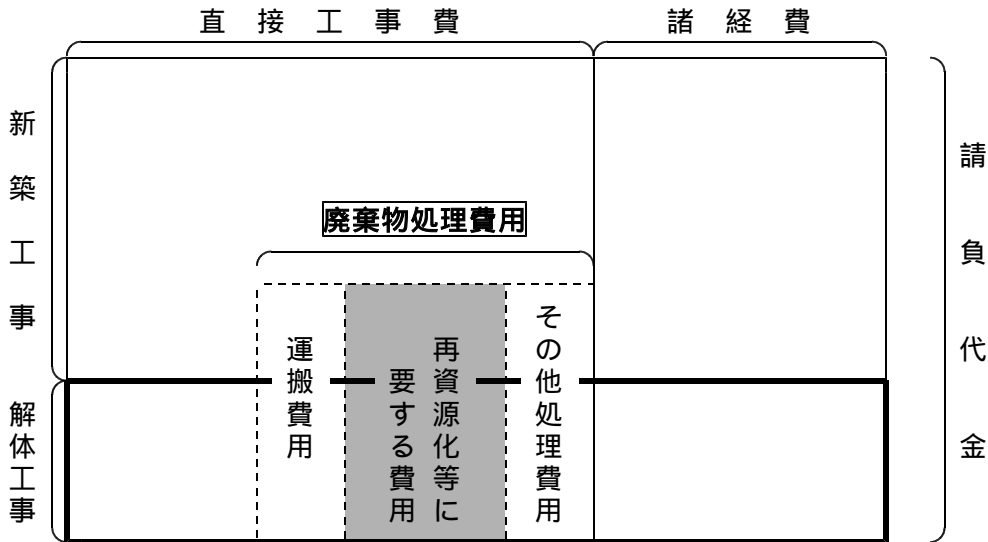
■ 対象建設工事の契約書の記載事項 法13条1項 / 省令(分別解体)4条



建設業法の規定によるほか、次のことを追加して記載しなければならない。

- | | | |
|-----------------------|---|--------------------------------------|
| 分別解体等の方法 | } | すべての建設資材を含んだ施工についての分別解体等の方法・解体費用をいう。 |
| 解体 解体工事に要する費用（下図の □ ） | | |
| 再資源化等をする施設の名称・所在地 | } | 「再資源化等」とは、
3品目の「再資源化」と「縮減」をいう。 |
| 再資源化等に要する費用（下図の □ ） | | |
| 3品目の処理に要する実費（運搬費用を除く） | | |

〔例〕解体工事と新築工事の請負契約（解体・新築とも対象建設工事の場合）



「 分別解体等の方法」とは、各部分における「手作業・機械作業の別」等をいう。
 【記載例】・各部分とも手作業・機械作業の併用
 （ただし、建築設備・内装材等、屋根ふき材の取り外しは手作業）
 分別解体等の計画等（別表1～3）のコピーを添付すれば、記載しなくてよい。

「 解体工事に要する費用」は、請負代金の明細として追加して記載しなければならない。
 また、例えば舗装工事に伴う舗装の取り壊しは附帯工事として解体工事を行うものであるから、請負にあたって解体工事業登録等を要しないが、この費用は記載しなければならない。

「 再資源化等をする施設の名称・所在地」は、分別解体等の計画等（別表1～3）に廃木材について施設の名称のみ記載があるが、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃木材（所在地を別表に追加してもよい）について、これらを追加して記載すること。
 【記載例】・コンクリート塊 （施設の名称） （所在地）
 ・アスファルト・コンクリート塊 （ " ） （ " ）
 ・廃木材 （ " ） （ " ）

「 再資源化等に要する費用」は、請負代金の明細として追加して記載しなければならない。
 解体工事以外の工事（新築工事等）でも記載しなければならない。
 この費用とは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃木材の処理費用をいう。
 委託処理の場合は、委託先に支払う金額である。自社処理の場合は、各社において費用を算定すること。

施工後等に、 の施設・ の費用が変わった場合には、変更契約が必要となる。変更契約書にも同様に記載すること。なお、廃棄物の量のみの変動（ の施設・ の単価に変更がない場合）が予想されるので、そのための条項を定めておく方法もある。

2 分別と施工の手引き

■ 対象建設工事における分別解体等の実施義務 法9条1・2項 / 規則2条1・2項

元請業者

下請業者

自主施工者

「分別解体等に係る施工方法に関する基準」に従って行わなければならない。
ただし、建築物が有害物質で汚染されているなど「正当な理由」がある場合に限って、分別解体等が免除される。

建築物・工作物に関する調査を行うこと。

分別解体等の計画を作成すること（内容は別表1～3のとおり）。

計画に従って工事前の措置を行うこと。

計画に従って施工すること（特定建設資材廃棄物3品目を分別しながら施工すること）。

分別解体等の計画等（別表1～3）を作成し、その計画に従って行えばよい。

■ 対象建設工事における解体工事の工程の順序 規則2条3～5項

元請業者

下請業者

自主施工者

「分別解体等に係る施工方法に関する基準」に示された順序に従って行わなければならない。
ただし、現場の状況等、施工にあたっての技術的な理由がある場合に限って、これと異なる順序が認められる。

・建築物の場合

- 1 建築設備・内装材等の取り外し
- 2 屋根ふき材の取り外し
- 3 外装材・上部構造部分の取り壊し
- 4 基礎・基礎ぐいの取り壊し

これらの「取り外し」は手作業で行うこと。

・工作物の場合

- 1 本体付属品（さく・照明設備・標識等）の取り外し
- 2 本体構造の取り壊し
- 3 基礎・基礎ぐいの取り壊し

分別解体等の計画等（別表1～3）を作成し、その計画に従って行えばよい。

■ 対象建設工事における下請業者への告知 法12条2項

元請業者

下請業者

孫請業者

届出事項に関して告げなければならない。書面の交付は必要ない。

下請となる業者に、分別解体等を含む施工の内容を理解させることが必要である。

次からの3項目は全工事に適用される

■ 技術管理者・主任技術者の役割（全工事） 法31・32条

解体工事業者

技術管理者が解体工事を監督しなければならない。監督は現場で行うが、常駐する必要はない。

建設業者

工事の種類にかかわらず、建設業法による主任技術者（監理技術者）が、監督しなければならない。

届出書には「技術管理者」「主任技術者」の欄があるから、契約前の説明にあたって、これらを設置していることを発注者に説明することが望ましい。

■ 標識の掲示（全工事） 法33条 / 省令(業登録) 8条 1・2項

解体工事業者

「標識」を各現場・営業所に掲示しなければならない。

建設業者

同様に、建設業法の規定に従って掲示しなければならない。

解体工事の工期は比較的短いですが、各現場にも「標識」の掲示が必要である。

■ 帳簿の備付け（全工事） 法34条 / 省令(業登録) 9条 1～6項

解体工事業者

帳簿には次の様式で記載し、各年度末から5年間保存しなければならない。

注文者の氏名（名称）	
注文者の住所	〒（ - ） TEL（ ） -
施工場所	
着工年月日 竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	円
この工事における 技術管理者の氏名	

（A4判）

建設業者

建設業法の規定に従って、記載・保存しなければならない。

対象建設工事である場合は、再資源化等の実施状況に関する記載も必要となる。

3 リサイクルの手引き

■ 対象建設工事における再資源化等の実施義務 法16条 / 令4条 / 規則3・4条

元請業者

特定建設資材廃棄物を再資源化等（再資源化・縮減）しなければならない。

特定建設資材（4品目）	特定建設資材廃棄物（3品目）
コンクリート	コンクリート塊
コンクリート及び鉄から成る建設資材	
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊
木材	廃木材（建設発生木材）

現場で分別できた鉄は、金属くずとして処理する。
鉄・タイル等の付着物（コンクリート塊・廃木材に付着したもの等）は、再資源化施設が受入可能な程度ならそのままよい。

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊 } **全量を再資源化**

廃木材（建設発生木材）
現場から再資源化施設までの距離による。

50 km以内	・ 全量を再資源化
50 kmを超える	・ 再資源化 ・ 焼却施設での縮減

受入可能な再資源化施設（県内・県外）までの直線距離で判断する。

焼却施設は、廃棄物処理法等の基準に適合していること。

<p>特定建設資材廃棄物であっても、廃木材の腐った部分など再資源化が不可能なものは、焼却し最終処分するなど適正に処理しなければならない。この場合も、そのまま最終処分することはできない。</p>
<p>その他の廃棄物も、廃棄物処理法に従って、適正に処理しなければならない。</p>

■ 対象建設工事における下請負人の指導 法39条

元請業者

すべての下請負人

各下請負人が自ら施工する工事に伴って発生する特定建設資材廃棄物について、適切な再資源化等が行われるよう、指導に努めなければならない。

■ 対象建設工事の発注者への結果報告 法18条1項 / 規則5条

元請業者

発注者

以下のことを書面で報告し、また、これらの記録を保存しなければならない。

県・市への定期的な報告は不要。

再資源化等の完了年月日

再資源化等をした施設の名称・所在地

再資源化等に要した費用：3品目の処理に要した実費（運搬費用を除く）

「完了年月日」「施設の名称・所在地」は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）のD票によって確認する。この報告に関しては、E票（最終処分）の確認まで待つ必要はない。

「施設の名称・所在地」「要した費用」が、当初の契約と異なったときは、変更契約が必要となる。

様式は定められていないが、様式の〔例〕を次のページに示す。

様式の〔例〕のうち「処理量」については、義務ではないが、報告に含めることが望ましい。このほかにも、「運搬費用」「その他処理費用」について報告するもよい。

様式の〔例〕を使わずに、「完了年月日」「施設の名称・所在地」をマニフェストD票のコピーにより報告し、「要した費用」を請求書の明細に記入するなどしてもよい。

■ 対象建設工事の発注者からの申告 法18条2項

発注者

産業廃棄物指導担当（県・奈良市）

元請業者

等

上記報告の内容が不適正であるときは、発注者から県・奈良市へ申告できる。申告を受けた産業廃棄物指導担当は、元請業者等への指導等を行う。

〔例〕

再資源化等の実施状況に関する報告書

_____年 月 日

_____殿

元請業者 住所

氏名 商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第18条第1項の規定により、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

- 1 再資源化等の完了年月日・再資源化等した施設
（ マニフェスト D票 の写しを添付した場合は記入しなくてよい。）

コンクリート塊	再資源化	完了年月日	_____年 月 日	処理量	_____t	
		施設	名称			
			所在地			
アスファルト・ コンクリート塊	再資源化	完了年月日	_____年 月 日	処理量	_____t	
		施設	名称			
			所在地			
廃木材 (建設発生木材)	再資源化	完了年月日	_____年 月 日	処理量	_____t	
		施設	名称			
			所在地			
	縮減 (焼却)	完了年月日	_____年 月 日	処理量	_____t	
		施設	名称			
所在地						

- 2 再資源化等に要した費用 3 品目の処理に要した実費（運搬費用を除く）

_____円（消費税込み）

罰則一覧表

□ は過料

章	条文	違反した内容	懲役・罰金	罰則条項
3 分別解体等の実施	10条	対象建設工事の届出（変更の届出）をせず、又は虚偽の届出をした者（発注者・自主施工者）	20万円以下	51条
	10条	対象建設工事の届出の内容に係る変更命令に違反した者（発注者・自主施工者）	30万円以下	50条
	15条	分別解体等に関する命令に違反した者（受注者・自主施工者）	50万円以下	49条
4 再資源化等の実施	18条	発注者に報告するための再資源化等の実施状況に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者（元請業者）	□ 10万円以下	53条
	20条	再資源化等に関する命令に違反した者（受注者）	50万円以下	49条
5 解体工事事業	21条	知事の登録を受けないで解体工事業を営んだ者 不正の手段によって登録（登録更新）を受けた者	懲役1年以下 50万円以下	48条
	25条	登録事項について、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下	50条
	27条	廃業等の届出をしなかった者	□ 10万円以下	53条
	29条	登録の取消し等の場合に、その事実を発注者へ通知しなかった者	20万円以下	51条
	31条	技術管理者を選任しなかった者	20万円以下	51条
	33条	営業所・解体工事の現場ごとに、標識を掲げない者	□ 10万円以下	53条
	34条	省令が定める帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者	□ 10万円以下	53条
	35条	事業停止命令に違反して解体工事業を営んだ者	懲役1年以下 50万円以下	48条
37条	知事が求めた報告をせず、又は虚偽の報告をした者 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	20万円以下	51条	
6 雑則	42条	知事が求めた報告をせず、又は虚偽の報告をした者 （分別解体等：発注者・自主施工者・受注者） （再資源化等：受注者）	20万円以下	51条
	43条	分別解体若しくは再資源化に関する立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	20万円以下	51条
両罰規定		違反行為の実行者が罰せられるほか、実行者を雇用している法人又は人にも罰金が科される	上記に該当する いずれかの罰金	52条